

# 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

平川市

## 1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

## 2 促進計画の目標

### 1. 北西部地域

#### (1) 現況

本地域は、津軽平野の南端に位置し、一級河川平川と浅瀬石川流域であり、ほ場整備事業等によりほ場区画が整理されている。本市の基幹作目である米をはじめとし、トマト等の施設野菜、転作地を活用した大豆や野菜が生産されている。集落営農組織等により、高性能機械の導入による大規模化によって作業高効率化やコスト削減が図られつつあり、引き続き生産性の高い農地として利用を図る必要がある。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 2. 中部地域

#### (1) 現況

本地域は、標高20mから300mの丘陵地となっており、本市の基幹作目であるりんごをはじめ、ぶどうや梨、桃などが栽培されている地域である。急傾斜地域であるため、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

#### (2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

### 3. 東部地域

#### (1) 現況

本地域は、山間地となっており、冷涼な気候を生かした高冷地野菜が生産されている地域である。急傾斜地域であるため、平場地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

る。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

4. 南部地域

(1) 現況

本地域は、山間地であり、基幹作物である米、りんごの他、特色ある作物として自然薯の生産が行われている地域である。急傾斜地域であるため、平地地域と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号同項第2号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

**3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項**

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	北西部区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第3号に掲げる事業
②	中部区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
③	東部区域	法第3条第3項第2号に掲げる事業
④	南部区域	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業

**4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域**

設定しない。

**5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項**

中山間地域等直接支払に関する事項について、別紙のとおりとする。

## 別紙

### (1) 対象農用地の基準

#### 1) 対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

#### ア 対象地域

対象地域は、特定農山村法・山村振興法に指定されている旧竹館村、特定農山村法・山村振興法・過疎地域自立促進特別措置法に指定されている旧碓ヶ関村、地域振興9法以外の地域（県特認地域）として、新屋、尾崎、町居、金屋地区を対象とする。

#### イ 対象農用地

(ア) 急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上

勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。

(イ) 自然条件により小区画・不整形な田

(ロ) 積算気温が著しく低く、かつ、草地比率 70%以上の地域の草地

(エ) 市町村長の判断によるもの

#### a 緩傾斜農用地

勾配が田で 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地で 8 度以上 15 度未満である農用地（以下「緩傾斜農用地」という。）

#### b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑 15%以上の農地

(オ) 青森県知事が地域の実態に応じて指定する地域